

公益社団法人日本薬剤師会

代議員選挙規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本薬剤師会定款（以下「定款」という。）第12条第3項に定める代議員選挙に関し、必要な事項を定める。

(選挙区)

第2条 代議員選挙は選挙区ごとに行う。

2 前項の選挙区は、定款第3条に規定する都道府県薬剤師会ごとに区分して定めるものとし、別表のとおりとする。

(定数)

第3条 代議員の総定数は140名以上150名以下とし、各都道府県薬剤師会を選挙区として選出する代議員の定数は、全正会員中に占める各都道府県薬剤師会における本会の正会員数の割合に従って、別表の計算方式により按分比例した数を基準として定めるものとする。ただし、各選挙区の代議員は最低1名とする。

2 定款第12条第6項の但し書き規定により、代議員が総会決議の取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）は、当該訴訟が終結するまでの間は、当該代議員は社員たる地位を失わず、前項の代議員数に含めないものとする。ただし、当該代議員が代議員として再選されたときは、この限りではない。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会の設置)

第4条 代議員選挙の事務を管理するため、本会に選挙管理委員会を設置する。

- 2 選挙管理委員会は、委員11名をもって組織する。
- 3 選挙管理委員会の委員は、定款第5条第1項第1号に定める正会員（以下「正会員」という。）の中から、総会の議を経て会長が委嘱する。
- 4 選挙管理委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。
- 5 前項の委員長及び副委員長は委員の互選による。

- 6 選挙管理委員会の委員が欠けたときに備え、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員は、第3項に準じて委嘱する。
- 7 選挙管理委員会の委員の任期は、委嘱された年の代議員の任期の始期を始期とし、2年後の代議員の任期の終期を終期とする。補欠の委員の任期並びに始期及び終期も同様とする。
- 8 前項の規定にかかわらず、委員は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
- 9 選挙管理委員会の委員は、定款第12条に定める代議員及び定款第26条に定める役員を兼ねることはできない。また、委員在任中において定款第12条第3項に定める代議員選挙の立候補者になることはできない。補欠委員も同様とする。

(選挙管理委員会の業務)

第5条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1) 選挙人名簿の管理
- (2) 立候補の受付及び資格審査
- (3) 立候補者の公示
- (4) 投票及び開票の管理
- (5) 投票の有効又は無効の判定
- (6) 選挙結果の報告及び選挙録の作成
- (7) その他代議員選挙に必要な事項

第3章 選挙の告示及び選挙人名簿

(選挙の告示)

第6条 会長は、理事会の決議によって、正会員に対し、代議員の選挙及び選挙期日を告示する。

- 2 前項の告示は、代議員選挙の90日前までに発行する本会の会報又はホームページにより、これを行う。ただし、緊急を要する場合は、理事会の決議によって、別段の方法によることができる。

(選挙人及び選挙人名簿)

第7条 代議員選挙の選挙人は、正会員とする。ただし、都道府県薬剤師会から入会の承認を受けた者として、都道府県薬剤師会から本会に報告され、かつ選挙が実施される日の50日前にあたる日の属する月の末日現在の本会会員名簿に登録されている者とする。

- 2 正会員は等しく代議員を選挙する権利を有するものとし、前項以外の理由により会員に選挙権を与えないことはできない。
- 3 選挙管理委員会は、前各項に基づく選挙人名簿を本会に備え置く。

第4章 立候補の届出

(被選挙人の資格及び立候補の届出)

第8条 代議員選挙の被選挙人は、次の各号に定める者（以下「立候補者」という。）でなければならない。

- (1) 立候補者は立候補締切日に正会員として在籍している者とする。
 - (2) 立候補者は、選挙期日の60日前までに、所定の立候補届出書及び経歴書各1部をその属する都道府県薬剤師会に提出しなければならない。
 - (3) 都道府県薬剤師会は、前項の届出書類を受理したときは、選挙期日の50日前までに当該届出書類を選挙管理委員会に送致しなければならない。郵送の場合は、締切日の消印は有効とする。
- 2 選挙管理委員会は、立候補の届出を受けたときは、速やかに前項各号に基づく審査を行い、不備がないと認められた場合は、立候補者及びその属する都道府県薬剤師会に対して、立候補の受理を通知しなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、立候補の届出の締切後、速やかに選挙区毎の候補者一覧表を作成し、正会員に通知しなければならない。

(立候補の辞退)

第9条 立候補を届け出た者は、候補者一覧表の告示日の前日までに、所定の立候補辞退届出書1部を選挙管理委員会に提出することにより、立候補を辞退することができる。郵送の場合は、締切日の消印は有効とする。

(立候補者等の責務)

第10条 代議員選挙を行うに当っては、立候補者及び正会員は、本会の社会的使命を自覚し、伝統と名誉を損なうことのないよう、その品位と節度を堅持しなければならない。

第5章 選 挙

(選挙の方法)

第11条 代議員選挙は、第7条第3項に定める選挙人名簿に登録されている正会員の無記名投票により行う。

- 2 前項の投票は、郵送された所定の投票用紙による郵便投票とする。
- 3 前項の郵便投票は、正会員に投票用紙が届いたときから代議員選挙の期日までに行い、代議員選挙期日までに到着したものと有効とする。期日が過ぎて到着したものは無効とする。

(投票の方法)

第12条 正会員は、その属する選挙区の候補者のうちから1名を選び、郵便により投票する。

- 2 選挙管理委員会は、郵便による投票用紙を選挙区毎に整理保管し、管理する。

- 3 選挙管理委員会は、選挙期日までの投票締切日をもって投票の受付を終了する。
- 4 第2項の郵便による投票用紙は、投票締切日が経過するまで開封してはならない。
- 5 選挙区毎の立候補者が第3条に定める定数を超えない場合は無投票当選とし、定数を上回る場合には、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(開票立会人)

第13条 選挙管理委員会は、あらかじめ正会員の中から選挙区毎にそれぞれ3名以上を開票立会人として指名し、開票に立ち会わせることができる。ただし、立候補者は開票立会人になることはできない。

(開票管理人)

第14条 選挙管理委員会は、あらかじめ正会員の中から選挙区毎にそれぞれ3名以上を開票管理人として指名し、開票事務を行わせることができる。ただし、立候補者及び開票立会人は開票管理人になることはできない。

(無効投票)

第15条 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの、又は所定の記載方法によらないもの
- (2) 2名以上の候補者の氏名を記載したもの
- (3) 前各号以外の事項は、選挙管理委員会の委員長が、選挙管理委員会の委員、開票立会人及び開票管理人の意見を聞いて、有効・無効を判定する。

(開票)

第16条 開票は、選挙管理委員会の指揮監督の下において、開票立会人が立会い、開票管理人が開票事務を行う。

- 2 選挙管理委員会は、選挙区毎の投票総数を確認し、有効投票を確定する。
- 3 無効投票の判定は、前条に基づき選挙管理委員会の委員長が行う。
- 4 開票管理人は、選挙区毎の開票結果を開票録に記載し、選挙管理委員会の委員長に報告する。

(当選者の決定と報告)

第17条 選挙管理委員会の委員長は、開票録に基づき、第12条第5項の定めにより選挙区毎の当選者を決定し速やかに会長に報告する。

(選挙結果の告示)

第18条 会長は、前条の報告に基づき、選挙結果を都道府県薬剤師会の代表者及び立候補者に書面をもって通知する。

- 2 会長は、正会員に対し、前項の選挙結果を本会のホームページ及び会報に掲載して報告する。

(選挙録の作成及び保存)

第 19 条 選挙管理委員会の委員長は、選挙の経過及び結果を記載した選挙録を作成し、開票録を添えて会長に提出する。会長はこれを 5 年間保存しなければならない。

(補欠の代議員の選挙)

第 20 条 定款第 12 条第 7 項に定める補欠の代議員を選挙するときの選挙の方法は、代議員選挙の方法に準ずるものとする。

2 各選挙区において選出する補欠の代議員の定数は、当該選挙区における代議員と同数以内を原則とし、各都道府県薬剤師会の意見を聞いて、日本薬剤師会理事会で決定する。

3 定款第 12 条第 8 項各号の各決定は各都道府県薬剤師会が行う。ただし、第 3 号の代議員相互間の優先順位の決定方法は公平なものでなければならぬ。

第 6 章 補 則

(規程の制定及び改廃)

第 21 条 この規程の制定及び改廃は、理事会の議を経て決定する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は平成 24 年 11 月 13 日から改正施行する。

附 則

この規程は平成 26 年 9 月 30 日から改正施行する。

附 則

この規程は平成 27 年 1 月 14 日から改正施行する。

附 則

この規程は令和 5 年 10 月 31 日から改正施行する。

附 則

この規程は令和 7 年 12 月 16 日から改正施行する。

別表（第2条第2項関係）

代議員選挙区

北海道薬剤師会	青森県薬剤師会	岩手県薬剤師会	宮城県薬剤師会
秋田県薬剤師会	山形県薬剤師会	福島県薬剤師会	茨城県薬剤師会
栃木県薬剤師会	群馬県薬剤師会	埼玉県薬剤師会	千葉県薬剤師会
東京都薬剤師会	神奈川県薬剤師会	新潟県薬剤師会	富山県薬剤師会
石川県薬剤師会	福井県薬剤師会	山梨県薬剤師会	長野県薬剤師会
岐阜県薬剤師会	静岡県薬剤師会	愛知県薬剤師会	三重県薬剤師会
滋賀県薬剤師会	京都府薬剤師会	大阪府薬剤師会	兵庫県薬剤師会
奈良県薬剤師会	和歌山県薬剤師会	鳥取県薬剤師会	島根県薬剤師会
岡山県薬剤師会	広島県薬剤師会	山口県薬剤師会	徳島県薬剤師会
香川県薬剤師会	愛媛県薬剤師会	高知県薬剤師会	福岡県薬剤師会
佐賀県薬剤師会	長崎県薬剤師会	熊本県薬剤師会	大分県薬剤師会
宮崎県薬剤師会	鹿児島県薬剤師会	沖縄県薬剤師会	